

# 石巻市集会所建設費等補助金 対象経費等について

■交付要綱第4条「補助対象事業」の各事業については次のとおりです。

※詳細については担当者にご相談ください。

## 1 新築事業

- ・建物建設に係る費用
- ※建物からの排水工事を含む

- ・既存建物の解体費用
- ・設計費
- ・登録免許税
- ・地盤改良費
- ・外構工事費（門、柵、塀、駐車場等）
- ・別棟での倉庫設置 など

## 2 増築及び改築事業

- ・増築に係る費用
- ・改築に係る費用

- ・用途、規模、構造が著しく異なるもの

## 3 改装及び修繕事業

- ・改装工事に係る費用
  - ・**建物本体の修繕**
- 【例】屋根・外壁・雨樋等の修繕・塗装、  
床・天井・壁・クロス等の張替え、玄関等  
のサッシ交換、スロープ設置など

- ・別棟物置の修繕
- ・駐車場整備
- ・外構修繕（門、塀、柵など）

# 石巻市集会所建設費等補助金 対象経費等について

■交付要綱第4条「補助対象事業」の各事業については次のとおりです。

※詳細については担当者にご相談ください。

## 4 附帯施設の修繕及び整備事業

【例】エアコン設置、照明器具交換（LED化）、トイレ改修、各種交換・張替え・整備（照明器具、カーペット、絨毯、ガスレンジ、畳、障子、換気扇、洗面台、網戸、襖、流し台等）など

・各種備品購入費用

【例】扇風機、ストーブ、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、（電気）ポット、炊飯器、掃除機、洗濯機、印刷機、パソコンなど

## 5 建物取得事業

・既存建物を集会所として利用するために取得する費用

・土地取得に係る費用

## 6 土地取得事業

・建設用地として取得する費用  
・建設用地として土地を先行取得し、5年以内に集会所を建設する場合の費用

・建設時期未定の場合、その時点では補助対象経費とはならない。

# 石巻市集会所建設費等補助金 対象経費等について

■交付要綱第4条「補助対象事業」の各事業については次のとおりです。

※詳細については担当者にご相談ください。

## 7 公共下水道への接続事業

・各種公共下水道への接続費用

・トイレ改修費用

## 8 浄化槽設置事業

・浄化槽設置に係る費用

・トイレ改修費用

## 9 解体事業

・建物敷地が市有地で、**市有地の借地返還に伴う**集会所の取壊し及び整地に関する費用

・建物敷地が市有地ではないもの  
・建物敷地が市有地で同地に建替える場合  
・残存物の撤去に係る費用